

海外移住による相続税対策の留意点

1. 非居住者等に対する相続税の課税財産の範囲

(平成25年4月1日以降)

被相続人		相続人	国内に住所あり	国内に住所なし		
				日本国籍あり		日本国籍なし
				過去5年以内に国内に住所あり	過去5年を超えて国内に住所なし	
国内に住所あり		国内財産・国外財産ともに課税				
国内に住所なし	過去5年以内に国内に住所あり					
	過去5年を超えて国内に住所なし	国内財産のみ課税				

2. 国外転出時課税制度 (出国税)

(1) 制度の概要

平成27年7月1日以後に日本から外国に移住する居住者が、出国時に時価1億円以上の対象資産（有価証券・未決済デリバティブ取引等）を所有等（所有又は契約の締結）する場合に、その対象資産の『含み益』に対して所得税等を課税する制度です。

(2) 対象者

下記の2つの要件に該当する者が対象になります。

- ①平成27年7月1日以後に、国外転出のときに時価1億円以上の有価証券等を所有している者（未決済デリバティブ取引も含まれます。）
- ②国外転出の日前10年以内に、国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年を超える者

(3) 確定申告

出国までに納税管理人を選任するかどうかによって手続きが異なります。

- ・納税管理人を選任した場合には、出国時の時価で譲渡したものとみなして、翌年3月15日までに確定申告及び納税をしなければいけません。
- ・納税管理人を選任しない場合には、出国の日3月前の日の時価で譲渡したものとみなして、出国日までに準確定申告及び納税をしなければいけません。

(4) 贈与・相続の場合

この制度は贈与の時において、1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者が国外に居住する親族等へ対象資産の全部又は一部を贈与した場合や相続開始の時において1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者から国外に居住する相続人等が、相続又は遺贈により、対象財産の全部又は一部を取得した場合にも適用されます。この場合、贈与の場合は翌年3月15日までに確定申告を、相続の場合は相続開始の翌日から4か月以内に準確定申告をする必要があります。

※納税猶予・課税の取り消し等の手続きもありますので事前に専門家にご相談下さい。

(担当：伊藤 正美)